

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

働き方改革関連法の主な内容とスケジュール

本年4月より施行されている働き方改革関連法の内容と施行時期をまとめました。
中小企業については猶予措置のないものもありますので、ご注意ください。

	働き方改革関連法の主な内容	実施時期				
		2019年 4月	2020年 4月	2021年 4月	2022年 4月	2023年 4月
Ⅰ 労働時間 法制の見直し	①残業時間の上限規制 原則として月45時間、年間360時間。 特別条項付き労使協定を結ぶ場合であっても ・年720時間 ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む) ・単月100時間未満(休日労働を含む) ・延長は年6回までを限度。					
	②年5日間の年次有給休暇の時期指定義務					
	③高度プロフェッショナル制度の創設					
	④フレックスタイム制の清算期間延長					
	⑤勤務間インターバル制度の導入(努力義務)					
	⑥労働時間の客観的な把握義務づけ 裁量労働制適用者、管理監督者を含む。					
	⑦産業医・産業保健機能強化					
	⑧月60時間超の割増賃金率の引き上げ 中小企業への猶予措置打ち切り(25%→50%)					
Ⅱ の公開雇 確正わ用 保なら形 待な態 遇いに	①不合理な待遇差をなくすための規定整備					
	②非正規労働者への、待遇に関する説明義務の強化					
	③行政による助言・指導等や行政ADRの規定整備					

* 網掛けのある矢印が中小企業。

* 中小企業の定義

小売業: 資本金の額5,000万円以下 又は 常時使用する労働者数50人以下
卸売業: 資本金の額1億円以下 又は 常時使用する労働者数100人以下
サービス業: 資本金の額5,000万円以下 又は 常時使用する労働者数100人以下
上記以外: 資本金の額3億円以下 又は 常時使用する労働者数300人以下

※出資金の場合は、資本金の額を出資金の総額に読み替え。

個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断。

詳細は、[働き方改革 厚生労働省](#)で検索。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html